

福島市中心市街地活性化基本計画 新旧対照表 (傍線赤文字部分は変更箇所)

変 更 後					変 更 前				
1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針 略					1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針 略				
2. 中心市街地の位置及び区域 略					2. 中心市街地の位置及び区域 略				
3. 中心市街地の活性化の目標 略					3. 中心市街地の活性化の目標 略				
4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項 略					4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項 略				
5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項 略					5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項 略				
6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項 略					6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項 略				
7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化のための事業及び措置に関する事項 略					7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化のための事業及び措置に関する事項 略				
8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項					8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項				
[1] 略					[1] 略				
[2] 具体的事業の内容					[2] 具体的事業の内容				
(1) 略					(1) 略				
(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業					(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業				
事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項	事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名： 福島駅西口駅前広場再整備事業 事業内容： <u>バスプール、タクシープール、一般駐車場の再整備</u> <u>歩行者・自転車の動線整備、自転車駐車場整備</u> 実施時期：平成23年度～平成26年度	福島市	福島駅西口駅前広場内のバスプールは、一般車が進入しバスの運行に支障を来しているほか、 <u>タクシー乗降所付近通路への一般車の入り込みと違法駐車等により渋滞をひきおこしているため、公共交通と一般車のエリアを再配置することにより、円滑な通行環境の確保と、駅利用者の利便性向上を図る。また、現在、駅前広場内で分断されている南北の歩行者・自転車動線を整備し、安全で快適な歩行空間を確保するとともに、駅前広場内に自転車駐車場を整備し、自転車利用者の利便性を向上させ、公共交通機関の利用促進を図ることで回遊性の向上に寄与する事業である。</u>	支援措置の内容 社会資本整備総合交付金 (都市再生整備計画事業(福島市中心市街地地区)) 実施時期 平成24年度～平成26年度		事業名： 福島駅西口駅前広場再整備事業 事業内容： <u>自転車駐車場・一般車両駐車場進入路・一般車両降車場整備</u> 実施時期：平成23年度～平成26年度	福島市	福島駅西口のバスプールは一般車両が進入しバスの運行に支障を来しているため、 <u>バスプール及び一般車両の駐車場進入路・降車スペースの再整備を行い、バスプールへの一般車両の進入を防止し、バスの安全な運行を確保すると共に、バスプールに隣接した自転車駐車場を整備し、自転車利用者の利便性を向上させ、公共交通機関の利用促進を図ることで活性化に寄与する事業である。</u>	支援措置の内容 社会資本整備総合交付金 (都市再生整備計画事業(福島市中心市街地地区)) 実施時期 平成24年度～平成25年度	

<p>事業名： 高質空間形成施設・福島駅東口バスプール</p> <p>事業内容：バス乗降所改良、バス乗降所上屋設置、歩行支援施設</p> <p>実施時期：平成 25 年度～平成 26 年度</p>	福島市	<p>福島駅東口バスプールは、乗降所とバスプールの段差が大きく、乗降に支障を来しているほかノンステップバス等の普及によるバス低床化により、停車時のバス寄せに支障を来しているため、段差及びバスプールの曲線部を改良することにより、安全な乗降環境を整備する。</p> <p>また、乗降所へ上屋を新設することにより降雨積雪時の転倒などを防止し、高齢者等の乗降環境を改善するとともに、バスの走行安全性の確保により、公共交通機関の利用促進を図ることで回遊性の向上に寄与する事業である。</p>	<p>支援措置の内容</p> <p>社会資本整備総合交付金</p> <p>(都市再生整備計画事業(福島市中心市街地区))</p> <p>実施時期</p> <p>平成 25 年度～平成 26 年度</p>	
<p>事業名： まちなか循環周遊バス社会実験</p> <p>(略)</p>	(略)	(略)	(略)	(略)
<p>事業名： まちなか自転車利用促進事業</p> <p>(略)</p>	(略)	(略)	(略)	(略)

- (2) ② 略
- (3) 略
- (4) 略

新規追加				
<p>事業名： まちなか循環周遊バス社会実験</p> <p>(略)</p>	(略)	(略)	(略)	(略)
<p>事業名： まちなか自転車利用促進事業</p> <p>(略)</p>	(略)	(略)	(略)	(略)

- (2) ② 略
- (3) 略
- (4) 略



9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項 略

10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項 略

11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項 略

12. 認定基準に適合していることの説明 略

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項 略

10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項 略

11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項 略

12. 認定基準に適合していることの説明 略